

経 済 産 業 省

20250109電委第5号
令和7年1月23日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款の認可に係る意見聴取について（回答）

令和7年1月9日付け20241129資第20号により、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、貴職から当委員会に意見を求められた件について、審査の結果を別紙のとおり回答します。

託送供給等約款の認可について(審査結果)

一般送配電事業者の託送供給等約款の認可について、電気事業法第18条第3項の規定に照らして評価する。

■申請者:一般送配電事業者10者

- (1) 制限・中止時の割引に係る規定の廃止
- (2) 災害時の特別な措置に係る規定の追加
- (3) 混雑緩和プロセスに係る規定の追加
- (4) 翌々日計画の提出に係る規定の変更
- (5) 規定外電圧における負担金の扱いの明確化
- (6) 予備送電サービスの工事費の臨時精算に係る規定の明確化
- (7) 既認定FIP併設蓄電池の系統充電に係る規定の追加
- (8) 系統連系技術要件(託送供給等約款別冊)の変更
- (9) 再エネ有効活用に資する軽負荷期における電気の使用に係る特別措置の拡大(東北電力ネットワーク株式会社のみ)

■ 事務局審査結果	
電気事業法第18条第3項	
3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。	
1	<p>料金が第十七条の第二項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。</p> <p>—(今回の一般規定の変更内容のうち、本号に基づいて審査すべき事項はない)</p>
2	<p>第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。</p> <p>今般の認可申請により追加又は変更される規定は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)は、発電側の制限・中止時の割引を需要側と同様に廃止するものであり、制度設計専門会合において整理された内容を踏まえたものであること。 ・(2)は、災害時における負担軽減策として機能してきた制限・中止時の割引が廃止されるため、その代替措置として規定されるものであること。 ・(3)は、系統の増強費用を、増強を希望する発電事業者の負担とするものであり、大量導入小委員会及び広域系統整備委員会において整理された内容を踏まえたものであること。 ・(4)は、一般送配電事業者が48点での翌々日計画を提出するよう調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において整理された内容を踏まえたものであること。 ・(5)は、工事費負担金の扱いを明確化するものであること。 ・(6)は、予備送電サービス契約電力の1年未満での消滅があった場合に臨時工事費の算定対象とすることを明確化するものであること。 ・(7)は、既認定FIP併設蓄電池の系統からの充電を可能とするものであり、大量導入小委員会において整理された内容に伴う関係規定の改正であること。 ・(8)は、発電者及び需要者の電気設備と送配電事業者の電力系統の連系に必要な技術要件を定めた系統連携技術要件を変更するものであり、その内容はグリッドコード検討会で整理された内容を踏まえたものであること。 ・(9)は、自家発補給電力を使用する際の特別措置の対象を拡大するものであり、系統ワーキンググループにおいて整理された内容を踏まえたものであること。 <p>今般の変更認可申請により追加又は変更される規定は、託送供給等を受けることを妨げるような不当に厳しい供給条件を設定するものではないことから、電気の供給を受けようとする者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれはないと認められる。</p>
3	<p>料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>今般の認可申請により追加される災害時の特別な措置に係る規定及び既認定FIP併設蓄電池の系統からの充電に係る規定は、料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標等が定められており、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
4	<p>一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>今般の変更認可申請により追加又は変更される翌々日計画に係る規定、工事費負担金の扱いに係る規定及び予備送電サービスの工事費の精算に係る規定は、一般送配電事業者及び電気の供給を受ける者の責任及び電気計器等に関する費用負担について、適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
5	<p>特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>今般の認可申請において追加又は変更される規定においては、事業者の電気の使用形態(電圧別や契約別)等に基づき料金等を設定しているが、正当な理由に基づく取扱いであり、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものではないと認められる。</p>
6	<p>前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。</p> <p>今般の認可申請において追加又は変更される規定については、公共の利益の増進に支障がないと認められる。</p>
■ 事務局の審査結果	
申請内容について、電気事業法第18条第3項の各号に照らし、適合していると認められる。	